

大阪府消費生活センター 10月の相談件数（速報値）

相談件数 730件（対前月比 3.8%増、対前年同月比 17.2%減）

全体 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	賃貸アパート・マンション	46件
2位	健康食品	40件
3位	デジタルコンテンツその他（※）	32件
4位	化粧品	31件
5位	移動通信サービス	20件

（※）アダルトサイトと出会い系サイトを除くサイト、その他内容が特定できないサイト

- ・1位の「賃貸アパート・マンション」の相談については、46件のうち20件が退去時の敷金の返還などに関する相談で、原状回復費用についてのトラブルがめだちました。
- ・2位の「健康食品」の相談については、40件のうち37件が「お試しだけのつもりで注文したところ、複数回の購入が条件の定期購入になっており、事業者につながらず、解約できない」などの「定期購入」に関する相談でした。また、4位の「化粧品」の相談についても、「定期購入」に関する相談が31件のうち27件ありました。「定期購入」に関する相談は合計64件で依然として多くの相談が寄せられています。

「定期購入」トラブルについてのアドバイス

広告や通販サイトで「お試し」や「初回無料」などと大きく表記する一方で、複数回の購入が条件であることは小さな文字で書かれていたり、何度も画面をスクロールしないと分からないようなものもあり、注意が必要です。

また、解約のために事業者にかけてもつながらず、解約できないケースもあります。「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など契約内容や、「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」など解約増健をしっかりと確認しましょう。トラブルにならないためにも、事業者へ連絡した記録を残しましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談しましょう。

65歳以上 上位5件

順位	相談内容	相談件数
1位	移動通信サービス（※）	9件
2位	デジタルコンテンツその他	8件
2位	健康食品	8件
4位	アダルト情報サイト	7件
5位	化粧品	6件

（※）携帯電話サービス等やモバイルデータ通信サービス

- ・1位の「移動通信サービス」については、「携帯電話会社や宅配業者をかたった不審なSMSが届いた」といった相談が寄せられています。身に覚えのないSMSやメール等は絶対に開かないようにしましょう。

消費生活相談窓口

消費者ホットライン188番（局番なし）
府内市町村の消費生活相談窓口は[こちら](#)